

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

神奈川県 川崎市

目次

CONTENTS



2

| **01** | 川崎市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

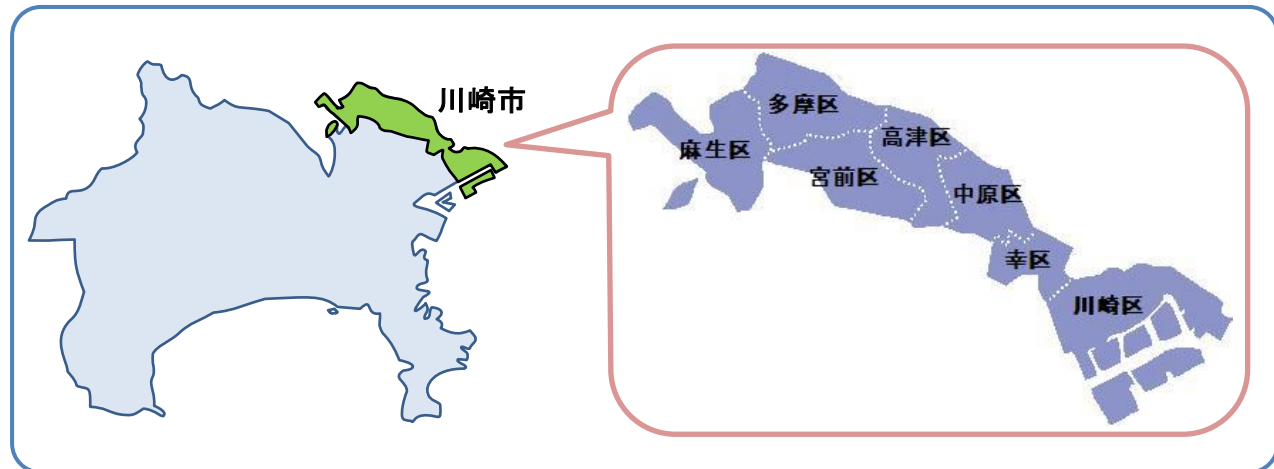
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 1,502,599人（平成29年8月1日現在）
- 障害者の状況（平成26年4月1日現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 35,685人
 - ・療育手帳所持者 8,207人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 8,843人
 - ・障害者手帳所持者は増加傾向
 - ・平成18年から平成26年で手帳所持者数は、精神障害が2倍、知的障害が1.5倍、身体障害が1.3倍と、特に精神障害が増加
- 川崎市の位置



02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 生活介護事業所に通い慣れた人から相談や日中の一時預かりなどの要望が上がってきたため、平成22年度に検討を開始した
- 平成22年度に策定した「障害者通所事業所整備計画」（～27年度）の中で、川崎区及び宮前区の施設においては、生活介護に短期入所や地域づくりを加えた多機能拠点型の地域生活支援拠点等を位置付けた

整備類型

多機能拠点整備型

（生活介護、短期入所、指定特定の相談支援、地域づくり事業を1つのパッケージとする）

概要

- まず公有地が確保できた2区で各1か所ずつ地域生活支援拠点等を整備（平成27年度：宮前区、平成28年度：川崎区）
 - 中原区を3か所目として平成32年度に整備予定。未整備区への整備は検討中
 - 緊急時受け入れ用のベッドは市内の別の短期入所施設に8床を確保
 - 市のバックアップ体制が充実
- 地域生活支援拠点等整備に市有地を無償貸与
地域生活支援拠点等整備について関係団体に個別に説明
地域リハビリテーションセンターによる専門的人材育成

相談

- 7区に4か所ずつある委託相談支援事業所が一般相談と計画相談を行う。うち1か所が基幹相談支援センターで、土日、夜間の緊急時には携帯電話で対応

緊急時の受け入れ

- 市内の施設に合計8床（通所1か所2床、入所3か所6床）の空床を確保して実施。市が委託料を支払う。事前登録制で、利用期間は7日まで。その後も必要な場合は、通常の短期入所のベッドに移ってもらう
- 夜間に看護師がいる施設では、ある程度医療的ケアも可能

体験の機会、場

- 給付制度を活用した体験利用を実施
- 市費による独自事業として、市の指定管理施設で知的障害と精神障害の体験利用を実施（市内に2か所、2床ずつ）。2床分の費用（人件費は1.5人分）は、市から委託料として支払う
- 知的障害については、定員16床のグループホームで、専用ベッド2床を置いて実施（体験期間は1泊～数泊）
- 精神障害については、入院中の人への宿泊型自立訓練に近いサービスとして体験利用を実施（体験期間は比較的長い期間で実施）

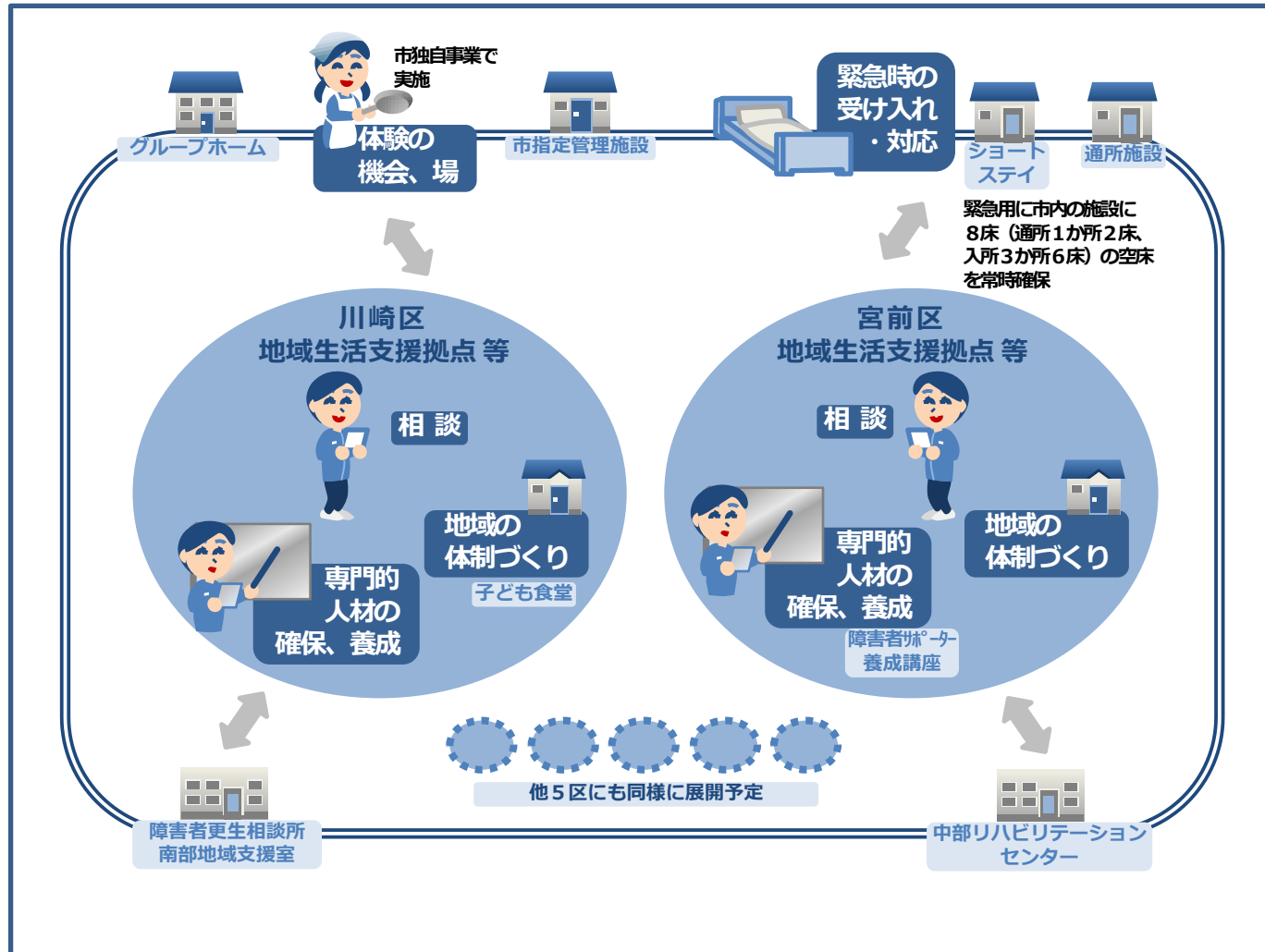
専門的人材の確保・養成

- 各地域生活支援拠点等で施設職員や行政、支援センター、学校教諭などを対象に研修や勉強会を開催し、身近な単位でのネットワーク作りを行っている
- 地域リハビリテーションセンターが多職種による障害の2次専門相談機関となり、専門的人材養成の役割も担っている（現在2か所、さらに1か所整備予定）
- センター内には、CW、PHN、リハビリテーションスタッフ、心理士、医師（非常勤）がおり、障害種別関係なく、相談を受けている

地域の体制づくり

- 学校や民生委員、町内会とのネットワークづくり、関係機関との連携会議の開催、区の社会福祉協議会と連携などを進めている
- 川崎区では地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、高齢者、子ども、障害者を含めて地域課題への対応を検討している
- 宮前区では、「しょうがい者サポーター養成講座」を開始、フォーラムも開催

- 生活介護、短期入所、指定特定の相談支援、地域づくり事業を1つのパッケージとした多機能拠点整備型
- 市が委託料を払い、緊急時の受け入れ用に、市内の施設に合計8床を空床確保



利用事例

1

利用者の属性

- ・50代男性（網膜色素変性症）
- ・80代の父親と自宅で同居。母親を1年前に亡くしてから、本人の支援者が不在となった

利用した経緯

- ・地域包括支援センターから、「父親の件で介護関係者が自宅に入っているが、息子が目が不自由で生活に困っているようだ」との連絡を受け、関わるようになった
- ・本人と面談して要望を聞いたところ、「働いてお金がほしい」とのことだったため、就労継続支援A型、就労継続支援B型などを見学し体験も受けてもらったが、利用に至らず、見学と体験を繰り返した
- ・白杖はもっているが普段使用していないため、移動の際の白杖訓練が必要と判断し、川崎市視覚障害者情報文化センターに訓練を依頼した
- ・自宅内の状況を見てヘルパー利用を検討し、区役所と連携しながら対応している

利用の効果等

- ・人の話を聞くようになるなど、徐々に社会性が身につくようになる。父親は「相談支援が入るようになって不安が若干取り除かれたのか、しっかりしてきた」と言っている

利用事例

2

利用者の属性

- ・40代男性、療育手帳（B2）、身体障害者手帳（1種1級）、要介護5、支援区分なし
- ・脳梗塞による障害で介護保険サービスを利用。自宅で両親と同居。主な支援者は母親

利用した経緯

- ・居宅介護支援センターから「本人と家族は外出を希望している」との相談があった
- ・本人と家族と面談して要望を聞いたところ、「外出の機会を作りたい」とのことだったため、いくつかの介護事業所に状況を確認した
- ・「週1回くらいなら利用可能」という事業所があった。しかし、母親の体調が悪くなり今後は支援が難しいとのことで、本人が短期入所を利用し、その後有料老人ホームに入居したため、一時相談から離れた
- ・有料老人ホーム入居後に、「友達がほしい」、「音楽活動があるところに行きたい」と再度相談があったため、現在対応を検討中

利用の効果等

- ・本人は、何もないとベッドに横になってしまうが、いろいろ話すと希望が出てくる。意欲はあるため、できるだけ座位保持の時間を多くしていきたい

● 障害者の高齢化対応

川崎市は土地が少ないため、市が土地を確保し、事業者が施設等を設置している。そのため、特別養護老人ホームを設置する事業者に障害枠を確保してもらうなど、条件をつけるなどの工夫をしている

通所歴が長い人は高齢になっても、同一事業所のほうがよいが、事業所としては、若い人と高齢者を一緒に受け入れるには、活動メニューの工夫などが必要である

● より専門性が高い人材の確保

現在、専門性が高い人材がリハビリテーションセンターに配置されているが、今後の市の障害者施策のためには、より高い専門性を有する人材確保による底上げが必要である

● 医療的ケアに対応できる短期入所の整備を強化

障害者の高齢化で、医療型まではいかないが、医療的ケアが必要な人が増加している。そのため、福祉型で、医療的ケアが必要な障害者のための短期入所施設確保に向け、特別養護老人ホームに障害者の短期入所を併設する事業所を整備し始めている（12床）